

令和 7 年第 3 回・西海市農業委員会総会議事録（案）

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 2 5 日（火）
午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 4 0 分
2. 開催場所 西海市役所本庁 3 階 議員控室
3. 委員定数 条例定数 1 9 人 現委員 1 9 人
4. 出席委員（1 9 人）

会 長	1 番	葉山	諭						
会長代理	2 番	水嶋	政明						
委 員	3 番	山田	康弘	4 番	中尾	正則	5 番	大串	英明
	6 番	坂口	初男	7 番	河本	光晴	8 番	梅山	清春
	9 番	相川	浩一	1 0 番	葉山	静子	1 1 番	本山	光幸
	1 2 番	安藤	卓巳	1 3 番	谷脇	文弘	1 4 番	山口用一郎	
	1 5 番	柿田	敏彦	1 6 番	前田	明代	1 7 番	中村	和也
	1 8 番	松崎	常俊	1 9 番	林	辰造			

5. 欠席委員（0 人）

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 議案第 1 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 1 2 号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画
（案）の要請について
議案第 1 3 号 非農地通知の対象とすることの決定について

7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 亜美

8. 会議の概要

事務局 只今から令和 7 年西海市農業委員会第 3 回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員 19 名全員で、定足数に達しておりますので総会は
成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長をお願い
いたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を

行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、16 番：前田 委員、17 番：中村 委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」について説明します。資料 3 頁は議案書で、次頁 4 頁は申請地の位置図です。場所は西彼町下岳郷で、違反転用の案件です。今年 1 月 30 日に申請者の親類が来庁し、申請地にはすでに牛舎が建っており、事後とはなりますが転用申請したい旨の相談がありました。2 月 14 日に県の農山村振興課あて違反転用連絡票を提出し、2 月 17 日付けで、「④競売・公売に係る買受適格証明にかかる案件の土地」に該当するため、簡易手続相当との判断があったものです。これを受けて、今回の農地法第 4 条申請となっています。申請地は今年 1 月に分筆されたものですが、その元地番は、平成 19 年 1 月に申請者が競売により取得したものです。取得時に既に牛舎があったため、平成 22 年 10 月に農業振興地域の農用地区域より、農業用施設用地へ一部用途変更を行い、分筆した後に、今回の転用申請となっています。

物件の所在は、西彼町下岳郷字濱河内で、畑 1 筆 393 m²の申請となっています。転用の事由は「農業用倉庫」で、その他の詳細は議案書記載のとおりです。添付資料は、3 頁から 12 頁までで、5 頁に付近近況図、6 頁に字図、7 頁から 9 頁に現況写真、10 頁に航空写真、11 頁に被害防除計画書、12 頁に農業用倉庫の立面図を添付しています。11 頁の被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用する。申請地は、現在まで被害の発生はなく、問題なく使用しており、隣地も申請者の農地であるため、他者への被害の恐れはなく、今後も被害発生の恐れはない、となっています。排水については、雨水は自然流下で、汚水や生活雑排水の排出はなく、当初より周辺農地からの被害報告はない、となっています。また、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、当初より周辺農地からの被害報告はない、となっています。53 頁の航空写真でもわかるように、申請地の周囲は、

宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。事務局からの説明は、以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第10号の1番につきまして、19番委員、補足説明をお願いします。

19番 19番委員です。先日3月23日に、私と地元推進委員2名と申請者の4人で話をしてみました。以前は牛を飼っていて、その牛舎が残っていますが、これを畑に戻し、農地として利用するとしても、そう広くはないし、このまま倉庫として利用したいと申請者は話されていました。私たちも、農地に戻したとしても、段差があり利用価値が無いので、そのまま倉庫として利用することもやむを得ないのでは、という判断をしてみました。以上です、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第10号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」について説明します。13頁は議案書で、14頁は申請地の位置図となっています。物件の所在は、西海町丹納郷字丹納で、畑1筆851㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、農家住宅及び農業用倉庫兼車庫の建設で、詳細は「現在、配偶者の実家に居住しているが、子供たちの成長とともに手狭となり、今般、申請地を取得して農家住宅を建築するもの」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。資料は、13頁から24頁までで、15頁に付近近況図、16頁に字図、17頁から18頁に現況写真、19頁に航空写真、20頁に被害防除計画書、

21 頁に平面配置図、22 頁に住宅の立面図、23 頁に農業用倉庫兼車庫の立面図、24 頁に農業用倉庫の平面図を添付しています。

被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、申請地周囲には農地は存在しないが、土砂流出が発生しないよう、十分留意する、となっています。また、排水等については、雨水は自然流下で、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、最終的に水路に放流する。西海市建設課とは協議済み、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建築予定の農家住宅は木造 2 階建てを計画しており、隣接農地は存在しませんが、公道を隔てた農地に対する日照、通風等に支障が無いように留意致します、となっています。19 頁の航空写真からも判断できますが、周囲は住宅・宅地や、市道及び山林に囲まれた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 11 号の 1 番につきまして、13 番委員、補足説明をお願いします。

13 番 13 番委員です。3 月 21 日に現地を確認いたしました。譲り受け人と連絡をとりましたが、連絡がつかなくて話をすることができませんでした。数年前に、近傍地において市営住宅建設の際、現場事務所兼資材置場として使用され、砕石が敷かれていましたが、現在は 18 頁写真のように、取り除かれています。排水は市道からの入口の手前に側溝がありますので、問題ないと思います。近隣の農地は、休耕農地となっており影響はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 11 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 12 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局か

ら説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第 12 号について、説明いたします。別冊 3 頁は議案書で、「議案第 12 号農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について、判断を求める」、となっています。別冊 4 頁は、集計表です。別冊 5 頁・6 頁は、利用集積計画 16 筆の合意解約の明細で、解約の理由は、中間管理に移行するものや規模縮小、賃借人の都合等となっています。別冊 7 頁は、利用配分計画 2 筆の合意解約の明細で、解約の理由は、規模縮小のため、となっています。別冊 8 頁は、今回要請する 17 筆の内訳で、地番・地目・面積・賃貸借等の詳細を記載しています。別冊 9 頁は、促進計画 17 番の一部貸借の内訳です。受け手の経営状況については、別冊 10 頁から 12 頁に記載しており、作付け予定作目等を手書きで記載しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは、1 番から 5 番の補足説明を、19 番委員をお願いします。

19 番

19 番委員です。3 月 22 日に、地元推進委員 2 名と借り受け人と私で、現地を見てまいりました。借り受け人は、何十年もミニトマトをハウスでやっておられ、全部で 9 人の従業員を雇用し、作業をされているそうです。何ら問題ないと判断してまいりました。よろしくお願いします。

議 長

続きまして、6 番から 10 番の補足説明を、7 番委員をお願いします。

7 番

7 番委員です。3 月 20 日に、6 番委員と地元推進委員とで、借り受け人本人立ち会いのもと、いろいろ話を聞きながら、現地の確認をいたしました。申請地の畑につきましては、昨年より出し手から直接借りて、サトイモを作っていました。今回中間管理機構を通して 10 年の期間で正式に借りるということで、今後はサツマイモを作りたいということでした。これまでも借り受け人は、度々議案が上がって、現在合計で、作付けが 1 町 3 反ほどになっていまして、非常に意欲的で、直売所を中心に出荷をされていますが、いい所があればさらに借り受けて、まだ規模を拡大したいということでした。予定では、新たな借りる所も決まっているということでしたので、また議案に上がっ

て来るものと思います。非常に頼もしい若者ですので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、11 番から 17 番の補足説明を、11 番委員にお願いします。

1 1 番 11 番委員です。11 番の土地も、12 番から 17 番の出し手が借りてミカンをつくっていましたが、高齢とも相まって体調が悪化し、もう耕作できないということで、今回借り受け人が、全部をまとめて借りることになりました。すでにミカンが植わっていますので、しばらくはそのままミカンを作って、後々は一部ブドウも増やしたいということで計画をしています。説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 12 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

1 8 番 18 番委員です。別冊の 10 頁ですが、この資料を見たときに、「土地の面積」の「その他」の欄だけしか数字が入っていないくて、他は空欄になっているのはどういう事情があるのか事務局にお尋ねします。その点だけです。お願いします。

事務局 事務局です。すみません、そこは確認をして、後ほど回答したいと思います。台帳上の地目は畑や田になっていますが、「その他」の欄に数字が入っているということは、恐らく「施設用地」として計上しているものと思われます。農業振興公社に確認をして、後ほど回答いたします。

1 9 番 19 番委員です。私も、一覧表の面積を足せば、この「その他」の面積になるのかと思い足してみましたが、そうはなりません。また現地確認するときに、現地と一覧表の土地を突き合わせてみましたが、一覧表に載っていない土地があり、どうしたものかと思いました。

議 長 先ほど、事務局から話がありましたように、今回の別冊 10 頁については、記載上の不備というところで質問がありましたので、ここはもう一度事務局で確認をしていただいて、訂正すべきところは訂正をして、そして委員の皆さんへ連絡をしていただくということで、よろしいでしょうか。

議 長 他に皆さんから、ご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 12 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

※確認の結果、別冊 10 頁の経営状況資料については、受け手が「農地所有適格法人」であるため、記載要領に従って、事業の状況等その他の項目の記載を省略したとのことであった。また、「土地の面積」の「その他」の欄は、施設用地として「その他」の欄へ記載され、面積の相違は、農用地利用集積等促進計画未計上の土地（4 月に計上予定）が含まれていたためであった。以上について、訂正のうえ、各農業委員へ報告済み。

議 長 続きまして、議案第 13 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第 13 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分について説明します。物件の所在は、西彼町中山郷字三枝で、畑 2 筆合計 623 ㎡の申出となります。資料につきましては、別冊 14 頁に位置図、15 頁に付近近況図、16 頁に字図、17 頁から 20 頁に現況写真 21 頁に航空写真を添付しています。現況写真を見て分かる通り、物件は急斜面地に所在し、雑草が生い茂り、原野化した土地と判断されます。非農地として、特に支障はないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 それでは、1 番と 2 番の補足説明を、6 番委員をお願いします。

6 番 6 番委員です。3 月 20 日に私と地元推進委員 2 名と 3 人で、申請者本人立ち合いのもと、現地確認に行きました。20 頁の写真で分かるように、以前ここは崖崩れがありまして、現状を見たところ全部土羽になっており、作付けをするにも、結晶片岩の石ばかりの状態です。申請地 2 についても写真のような状況で、この上に以前は畑もありましたが、そこも結晶片岩の石ばかりで、作付けはできないような状況で、確認をしてまいりました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 13 号の申出分について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 13 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分 1 番と 2 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 13 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 13 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分について説明いたします。今回は、2 月 17 日から 3 月 14 日まで受け付けた分を審議していただきます。1 番から 3 番までが、西彼町の物件で 1 件・3 筆、4 番と 5 番が、西海町の物件で 1 件 2 筆、合計 2 件 5 筆 11,165 ㎡の申請となっています。資料につきましては、別冊 23 頁に位置図、別冊 24 頁・25 頁に航空写真配置図、別冊 26 頁から 28 頁に航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 13 号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 13 号の同意分 1 番から 5 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。みなさんから何かございませんか。

2 番 2 番委員です。別冊の 5 頁で、集積の解約のところですが、大島地区で 2 名の方が解約されていますが、返却された畑の状況確認をするようにお願いをしてほしいと思います。なぜかといいますと、マルチやコンテナ等が、そのまま置きっぱなしという状況が、今まであったものですから、次の受け手が借りる際に、そういうのが埋められていたりしますと、ちょっと困りますので、できでしたら農業振興公社にそういった確認をしていただくようお願いをしていただだけませんか。

事務局 事務局です。了解しました。

議 長 他にありませんか。

 次回の総会は

日 時：令和 7 年 4 月 2 5 日（金） 午後 2 時 0 0 分から

場 所：西海市役所本庁 3 階 議員控室

代 理 これをもちまして令和 7 年西海市農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 7 年 3 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人